

道の駅いぶすき整備・管理運営事業
特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

令和8年2月

指宿市

**道の駅いぶすき整備・管理運営事業
特定公園施設建設・譲渡契約書**

指宿市（以下「甲」という。）と、認定計画提出者の代表法人たる●●●●（以下「乙」という。）は、道の駅いぶすき整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）における特定公園施設の建設及び譲渡に関して、次のとおり特定公園施設の建設・譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、市及び認定計画提出者間で締結された令和8年●月●日付道の駅いぶすき整備・管理運営事業基本協定書（以下「基本協定」という。）に定められたとおりとする。

なお、本書は仮契約であって、以下の各号がいずれも満たされたことを条件として効力を生じるものとする。ただし、以下の各号が満たされず本契約として成立しないときは、この仮契約は無効となり市は損害賠償の責めを負わない。

- (1) 都市公園法第5条の5第1項の規定に基づき公募設置等計画が認定されたこと。
- (2) 指宿市議会が特定公園施設の取得に関する議案を可決したこと。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、甲及び乙が令和●年●月●日に締結した基本協定を遵守するものとする。

2 乙は、令和10年●月●日までに、全ての特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行うものとする。

3 甲及び乙は、協議により、引渡し日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価は、●●●●円（うち消費税及び地方消費税 金●●●●円）とする。

2 各年度における譲渡の対価の上限額は、次号に掲げるとおりとする。ただし、引渡しを2回に分けず、令和10年度に一括して求めることができることとする。

- (1) 令和9年度：150,000千円
- (2) 令和10年度：237,000千円

（賃金又は物価の変動に基づく譲渡の対価の変更）

第3条 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、譲渡の対価が不適當となったときは、乙は、譲渡の対価の変更を請求することができる。

2 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、譲渡の対価が著しく不適當となったときは、乙は、前項の規定にかかわらず、譲渡の対価の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、譲渡の対価の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、

乙に通知する。

4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(特定公園施設の引渡し)

第4条 甲は、第1条第2項の特定公園施設の引渡しに関し、基本協定第25条に規定する完了検査を実施し、乙が整備した特定公園施設が、公募設置等指針及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき施工された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。

2 前項に基づき引渡しが行われた特定公園施設は、当該引渡しと同時に、所有権が市に移転する。

3 甲が所有権取得に関する不動産登記を行う場合においては、甲が要請したときは、乙の費用において必要な書類作成その他の協力を行う。

(特定公園施設の譲渡の対価の支払)

第5条 乙は、第4条第1項に基づき特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第2条に定めた金額を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第6条 特定公園施設に関する乙の契約不適合責任については、基本協定第30条の定めるところによる。

(遅延利息)

第7条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めるときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(譲渡契約の変更)

第9条 本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(解除)

第10条 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、特定公園施設の引渡日までに特定公園施設の引渡しが行われないうとき、又は特定公園施設の引渡日に特定公園施設の引渡しが行われる見込みが明らかでないとき認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 乙について、基本協定第53条から第54条までに定める事由が生じたとき。

2 前項の規定（ただし、前項第3号に規定する基本協定第54条第3項の場合を除く。）により本契約が解除された場合においては、乙は、本件譲渡金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、甲に生じた実際の損害額が違約金額を超える場合において、甲がその超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第12条 特定公園施設の譲渡に関し、本契約に既定のないものは、基本協定、指宿市契約規則（平成18年規則第44号）その他関係法令（以下「本契約書等」という。）の定めるところによるものとし、本契約書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙で協議して定めるものとする。本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市
指宿市長 ●● ●●

乙 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●
代表取締役 ●● ●●